

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

平成三十年十二月十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成三十年七月二十四日奈良県指令高土第三〇―三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成三十年十一月二十二日高土第九二三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和高田市大字土庫一六〇番一、一六〇番五及び一六〇番一三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和高田市神楽三丁目九番一六号

株式会社桜ハウジング 代表取締役 山崎純子